

令和2年度 しまね社会貢献基金  
寄附者設定テーマ事業  
「新型コロナウイルス感染症対応事業」  
【3次募集】  
募 集 要 項



## 目次

1. 共通事項 ……2
2. 各テーマの募集内容 ……5

### 【応募書類提出先】

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地

(TEL) 0852-22-5096 (Fax) 0852-22-5636

(E-mail) npo@pref.shimane.lg.jp

(HP) <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

# 令和2年度しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業

## 「新型コロナウイルス感染症対応事業」【3次募集】募集要項

### 共通事項

#### 1 目的・趣旨

島根県では、「しまね社会貢献基金」を活用し、新型コロナウイルスに打ち克つため、困難を抱える人・団体を支えるNPOの事業を支援する寄附金を受け付けております。本事業はこの寄附金を活用し、NPO法人等が行う新型コロナウイルス感染症対応事業で、子どものケアや生活困窮者など弱い立場の人々の生活を支える活動に必要な経費の助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの寄附金と県の拠出金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

#### 2 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体、および登録予定団体であること。（主たる事務所の所在地が島根県内で活動が一年以上である団体等島根県社会貢献活動推進事業実施要綱の登録要件を満たすこと。）

島根県内のNPO法人、一般社団法人等（一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人含む）にあつては定款に、任意団体にあつては定款に準ずるものに、各テーマに関連する活動分野を掲げる団体であること。

#### 3 募集事業

テーマに基づき、提案団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして取り組む事業の提案を募集します。

また、各テーマ毎に募集条件がありますので、5頁からの各テーマの募集内容で必ず確認してください。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 基本的な条件は以下のとおりです。
  - ① 提案団体自らが実施するものであること。
  - ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
  - ③ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
  - ④ 事業対象経費（下記5）が10万円以上であること。

#### 4 事業実施期間

事業採択後の交付決定日から令和3年3月末日まで。

## 5 対象となる経費及び金額

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費（1点5万円以上）は対象外とします。

## 6 応募方法

- (1) 提出期限及び提出方法：令和2年11月4日（水）17：00必着 持参又は郵送
- (2) 提出書類 ※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

- |                                    |   |           |
|------------------------------------|---|-----------|
| ① 事業提案書                            | } | 様式第1号～第3号 |
| ② 企画書                              |   |           |
| ③ 収支計算書                            |   |           |
| ④ 最新の役員名簿                          |   |           |
| ⑤ 年間収支決算書（現年度の事業計画書、及び予算書、前年度の決算書） |   |           |
| ⑥ 提案事業及び活動内容のわかる参考資料（A4サイズ片面5枚以内）  |   |           |

## 7 選考・審査

- (1) 選考は、民間の委員を主体にした審査会【令和2年11月中旬を予定】により行います。  
審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策における島根県の対応方針に基づき、公開での審査会、また、提案団体のプレゼンテーションを行わないこともあります。
- (2) 審査のポイント
  - ① 募集テーマとの適合性、事業の目的及び公益性
  - ② 事業の効果、地域社会への貢献度
  - ③ スケジュール
  - ④ 事業の先進性、実効性
  - ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性
  - ⑥ 事業実施後の継続性 等
- (3) 提案内容に係る県担当課に意見を求め、審査の参考とします。
- (4) 提案団体単独ではなく、他団体など多様な主体と※協働で行う事業の場合は審査時に加点の対象とします。

※協働・・・ここでの協働とは、「共通の目的を達成するため、提案団体とNPO、企業、行政、専門家等が自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

<協働の形体例・・・共催、後援、委託、補助、施策や事業に対する提言など>

上記の点についてご質問等ございましたら事務局までご連絡ください。

## 8 採択・決定

- (1) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (2) 採択通知送付後、補助金交付申請書を提出していただきます。  
ただし、社会貢献基金登録団体でない場合は、交付申請書の提出の際、併せて団体登録申請を行っていただきます。
- (3) 補助額等については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

(4) 県の他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）場合は、本事業において採択しません。

## 9 その他

(1) 事業実施にあたってポスターやチラシ等で外部に情報発信される場合は、当該支援事業である旨を明示していただきます。

(2) 事業実施後は、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

(3) 報告会による事業の事例発表を予定（令和3年3月予定）しておりますので、御協力をお願いします。

(4) 採択された事業の内容や実施状況等については、ホームページ等により広く紹介します。

# 令和2年度寄附者設定テーマ事業募集要項

## テーマ名：日本労働組合総連合会 島根県連合会 寄附 ～子ども・子育てのための新型コロナウイルス感染症対応事業～

### 1. 寄附者

日本労働組合総連合会 島根県連合会

### 2. 寄附者の意向

このたび、日本労働組合総連合会 島根県連合会は、新型コロナウイルスに打ち克ち、次代を担う、子どもの貧困対策・子育てをサポートするNPOを支援するために寄附されました。

### 2. 募集する事業

共通事項、寄附者の意向を踏まえた上、下記テーマでの事業提案を募集します。

- ・子育てや社会教育の推進
- ・健康づくりや福祉の充実
- ・文化やスポーツの振興
- ・誰もがいきいきと暮らせる社会の実現
- ・安全な暮らしの推進

#### 【事業例】

- ・食を通して、子どもたちに安心と居場所を提供する“子ども食堂”
- ・困窮する家庭に食事を届けるフードバンク事業
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援や相談支援 など

### 3. 採択事業数、支援金額

#### (1) 採択事業数

2事業

#### (2) 支援金額

1事業あたり60万円（支援金総額120万円）

# 令和2年度寄附者設定テーマ事業募集要項

## テーマ名：新型コロナウイルス感染症対応事業 ～健康づくりや福祉の充実～

### 1. テーマの主旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県民の生活支援のため、健康づくりや福祉の充実をテーマにした取組を募集します。

### 1. 募集する事業

テーマの主旨、共通事項を踏まえた上での事業提案を募集します。

#### 【事業例】

- ・子ども食堂やフードバンク事業
- ・宅食や生活用品等の物資配付の活動 など

### 2. 採択事業数、支援金額

#### (1) 採択事業数

1 事業

#### (2) 支援金額

1 2 万円

# 令和2年度寄附者設定テーマ事業募集要項

## テーマ名：新型コロナウイルス感染症対応事業フリーテーマ

### 1. テーマの主旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県民の生活支援のため、幅広くしまね社会貢献基金登録団体（登録予定団体含む）による地域課題解決の取組を募集します。

### 2. 募集する事業

下記「テーマ一覧」に掲げているテーマ全てが対象です。テーマの主旨、共通事項を踏まえた上での事業提案を募集します。

#### 【事業例】

- ・子ども食堂やフードバンク事業
- ・オンライン学習の支援
- ・宅食や生活用品等の物資配付の活動 など

※テーマ一覧くしまね社会貢献基金要綱 別表（第5条関係）>

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1 環境の保全（景観保全を含む） | 8 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現 |
| 2 子育てや社会教育の推進    | 9 安全なくらしの推進         |
| 3 健康づくりや福祉の充実    | 10 科学技術の振興          |
| 4 文化やスポーツの振興     |                     |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興 |                     |
| 6 にぎわいのある地域づくり   |                     |
| 7 経済の活性化         |                     |

### 3. 採択事業数、支援金額

#### (1) 採択事業数

2事業

#### (2) 支援金額

1事業あたり10万円（支援総額20万円）



